

「令和2年5月・6月施術管理者研修中止に伴う事務連絡のお知らせ」

令和2年4月7日付新型コロナウイルス対策の「緊急事態宣言」を受け、厚生労働省と調整のうえ5月・6月に開催予定の施術管理者研修を中止としたところですが、厚生労働省の事務連絡が決定いたしましたのでご連絡いたします。

研修受講に関する詳細は追ってご連絡いたしますので今しばらくお待ちください。

【参考 厚生労働省事務連絡等】

特例関係通知対象者の研修修了証の写しの提出期限は令和3年6月30日に延長することとなりました（手続きは不要です）。

また、近日中に開業を予定されている方について、令和2年5月の施術管理者研修受講者は、令和2年5月28日から、または令和2年6月の施術管理者研修受講者は、令和2年6月18日から地方厚生局へ受領委任の届け出又は申し出ください。

- ・ [柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて（令和2年4月21日 事務連絡）【届出書等を提出した上で令和2年5月実施分又は6月実施分の施術管理者研修受講を予定していたが中止の連絡を受けた特例関係通知対象者】](#)
- ・ [柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和2年4月21日 事務連絡）【令和2年5月実施分又は6月実施分の施術管理者研修受講を予定していたが中止の連絡を受けた開業予定者及び令和2年7月から10月までに開業予定である者】](#)

（公財）柔道整復研修試験財団
事務局長 中 澤 敏 和
令和2年4月24日